

学校いじめ防止基本方針

筑前町立 三並小学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめを助長したり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で臨み、どんな些細なことでも組織的・継続的な対応を行う必要がある。

そのためには、学校として、全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が児童一人一人をかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するといった考えに立ち、児童への指導を徹底することが重要である。

いじめに対しては、本校のどの児童にも起こりえるという認識のもと、いじめの早期発見・早期対応に努めるために、校内指導体制や教育相談体制を整備し、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 学校いじめ防止基本方針の内容

(1) 学校のいじめの問題に対する考え方

◇ いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(「いじめ防止対策推進法」平成 25 年)

◇ いじめの態様

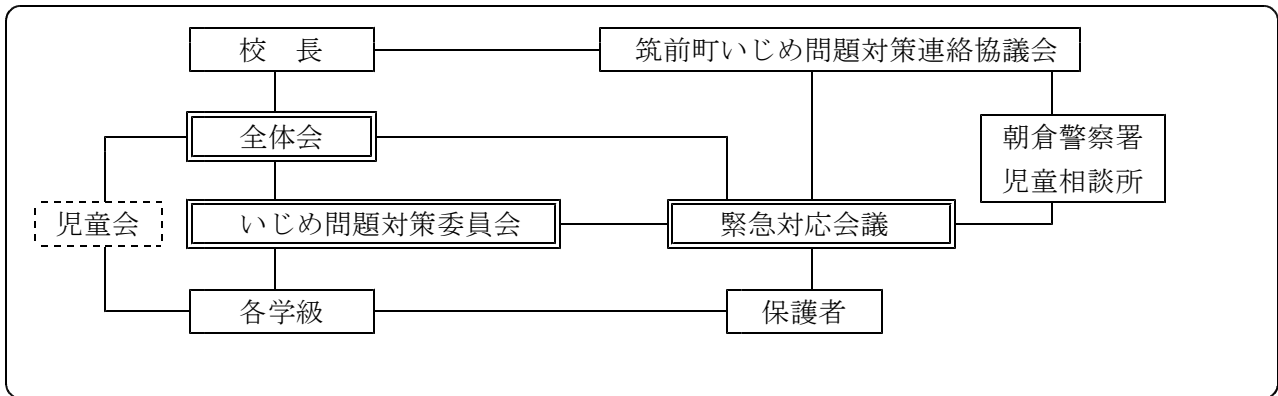
いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

- ・心理的な攻撃…冷やかしからかい 悪口脅し文句 嫌なことをいわれる。仲間はずれや無視。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。PCなどでの誹謗中傷。
- ・物理的な攻撃…ぶつかられる。叩いたり蹴られたりする。金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会）の設置

いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的・継続的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組をすべての教育活動において展開することが求められている。本校において、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。具体的には「いじめ問題対策委員会」「全体会」「緊急対応会議」の組織を置き、組織として教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

<組織図>



- ① 「全体会」 ※全教職員が参加
 - 基本方針の策定
 - いじめ防止に関すること（年間指導計画 研修計画作成）
 - いじめの早期発見に関すること（いじめ相談窓口設定・情報収集・情報交換）
 - いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定）
 - いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（児童会等）
 - 保護者・関係機関との連携

- ② 「いじめ問題対策委員会」
いじめ防止対策のための中心的な組織とし、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 養護教諭 （特別支援教育コーディネーター SC SSW）

- いじめ防止に関すること（年間指導計画の進捗状況把握等）
 - いじめ早期発見に関する情報収集・情報共有
（アンケート調査内容検討 教育相談計画 情報交換・収集等）
 - いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
（事実関係聴取 対応の具体的手順・検討・決定 いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
 - 教職員に関する「いじめ防止対策」研修会の企画
 - 保護者・関係機関との連携
 - いじめ防止の取組に対する評価
- ※ 定例のいじめ問題対策委員会は、毎月第3月曜日の「みなみ支援会議」の中で開催する。

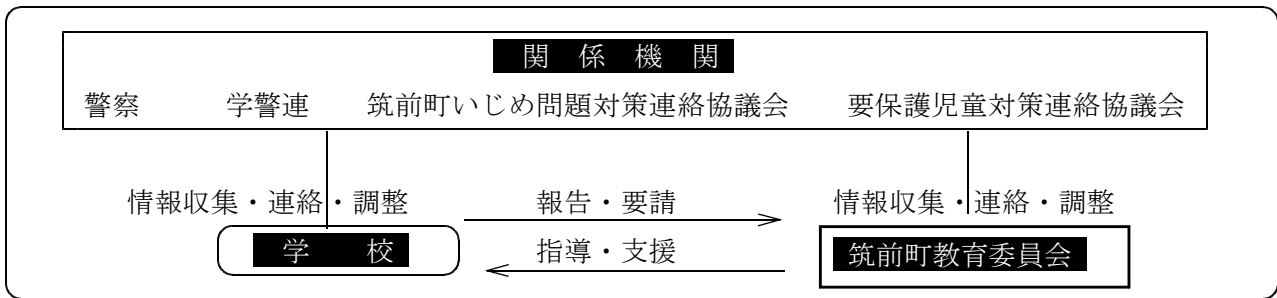
- ③ 「緊急対応会議」
いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

【委員会の構成員】

事案発生時に必要に応じて関係教職員及び全教職員
保護者代表 所轄警察 学校医 筑前町教育委員会教育課指導主事 等

(3) 関係機関との連携

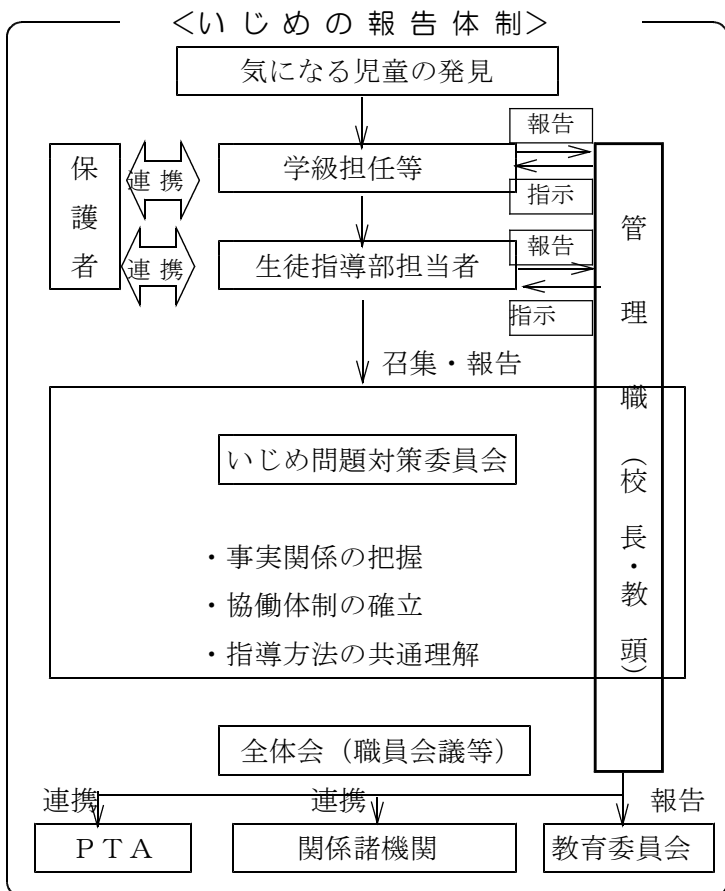
いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、関係機関と連携して解決を図る。



(4) 報告体制

特に、いじめの早期発見においては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとするため、児童からの訴えやアンケート調査等で、いじめではないかと思われる事案に対しては、迅速かつ適切に対応する必要がある。

報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、校長の管理のもと、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめられた児童の支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告し、状況に応じて関係諸機関との連携を図ることが大切である。



(5) 教員研修

学校や教員がいじめ問題に対し、正しい共通認識をもち、適切な対応がなされるためには、適切な教員研修の実施が重要である。実施する研修内容は次のとおりとする。

- ◇いじめ問題に対する理解と対応
 - ・いじめ問題に関する適切な認識と教職員の共通理解
 - ・いじめの早期発見・早期対応の在り方
 - ・いじめを生まない環境や集団づくり
- ◇教職員の人権感覚の育成
 - ・学校教育における児童の人権
 - ・教職員の言動と児童の人権

① いじめ問題に特化した研修の実施

「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、いじめ問題に対する職員の共通理解や対応の内容、関係機関や地域との連携などその徹底を図るための研修を行う。

※1学期の早い時期に実施する。

② 教員の人権感覚の育成を図る研修の実施

教員の人権意識や感覚を高めるための研修を行う。

- 人権に関する知的理解と人権感覚を重視した研修会
- 県の人権・同和教育研修会への参加
- 授業を伴った研修会の実施と参加

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処の取組

① いじめ防止の取組

- 社会性の構築に向けた取組

教員と児童及び保護者との信頼関係に基づいた関係づくりや対応の在り方についての研修を実施する。

- 児童会活動、体験活動、学級活動、学校長等による講話

児童会活動や学校行事等では、積極的に縦割り班活動を取り入れ、子どもが安心感を感じられる人間関係を醸成していく。

必要に応じ、担当教員や校長がいじめに関する講話を行う。

② いじめ早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組

- 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」の月1回の実施

- 「いじめに特化した無記名アンケート」の学期1回の実施

- アンケート実施後の教育相談（毎月）、及びスクールカウンセラーによる全員面談

- 相談ポストの設置・活用

- 「家庭用チェックリスト」や「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」等を活用し、家庭と連携した早期発見の取組実施 学期に1回実施

③ いじめへの対処への取組

- いじめられている児童への対応

i) いじめの事実関係の把握

いじめられている児童の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聞き取りをする必要がある。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くようにする。

ii) いじめられた児童の安全確保と全面的な支援

いじめられている児童の心情を十分理解し、本人の立場に立って話を聞くとともに、安心感をもたせ心のケアを図る。

iii) 校長・関係職員及び保護者への報告と対応の確認

いじめの事実を確認後、いじめられた児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。

保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝える。

IV) 保護者や関係機関との連携といじめられた児童への支援体制の整備

いじめられている児童と最も信頼関係ができている教員が中心となって、支援体制を確立する。また、該当児童とかかわりの深い教員数名でプロジェクトチームを組織し、役割を明確に分担し、情報を共有しながら支援する。

V) いじめられた児童の学級及び集団への適応促進

いじめられた児童の対人関係の向上や改善のために、児童の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングなどを効果的な指導を行う。指導に当たっては、養護教諭やS Cの協力も必要である。

○ いじめている児童への対応

i) いじめの事実と経緯の確認

事情を聴く教員は、感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。

ii) 校長、関係職員及び保護者への報告

いじめの事実を確認後、いじめた児童からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告する。不明な点は再度確認して事実を正確に把握する。

iii) いじめの態様等による指導方針の立案と職員間の共通理解

いじめの態様に応じた指導を適切に行うことが必要である。中でも、「恐喝」や「暴行」等の刑法に触れる犯罪行為など悪質なものについては、児童相談所や警察と連携しながら、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応について町教育委員会と協議する。

IV) 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

いじめの原因や背景を十分考え、指導の在り方を十分検討し児童に当たる。保護者の養育態度の変容を図ることも必要になるので、保護者との信頼関係を築き指導に当たる。

○ 周りの児童への対応

i) 事実関係の確認と当事者意識の高揚

いじめに関する事実関係を確認することによって、いじめを受けた心の苦しみを感得させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させるとともに、いじめは人権に関わる問題であり、人間として許されない行為であることを理解させ、いじめる側が悪いという意識を高めることが重要である。

ii) 人間関係形成能力を高める道徳・特別活動等の実践

道徳科の指導や特別活動等の指導を通じて、違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくるようにする。

iii) 自己存在感を実感できる学級づくり・授業づくりの推進

児童一人一人が「できた。わかった。」を実感できる授業の工夫や係活動、教室掲示等自己存在感が味わえるように工夫する。

(7) ネット上のいじめの対応

情報ネットワークの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童及び保護者が情報ネットワークを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるようにする。

- ① 情報ネットワーク上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係児童から聴き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。必要に応じ関係機関や教育委員会と連携して対応する。

(8) 教育相談体制

見通しをもって、専門家であるスクールカウンセラーを活用した教育相談を実施する。

※児童一人一回は実施できるようにする。

(9) 保護者・地域等への働きかけ

情報ネットワークいじめや情報モラルについて子どもと一緒に学ぶ研修会を開催する。

※12月に実施予定

(10) 取組の評価

学期末の学校評価に位置付け、評価、改善を図る。